

運用 2（水質保全対策事業）

第 1 趣旨

水質保全対策事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 3－1 の運用 2 第 1（1 の表の区分 3 欄を除く。）から第 5 までの規定及び様式 1 から 3 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 2 (2) 及び第 2 の 1	区分 2 及び 3	区分 2
第 1 の 2 (3)	鹿児島県	沖縄県
第 2 の 1	要綱第 7 の 2	交付要綱第 15 の 2
	区分 2 及び 3 地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 2 の 1 (3) ア	湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 4 条第 1 項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
第 2 の 2 の 柱書き	区分 1 から 4 まで	区分 1、2 及び 4
	満たすこと。なお、区分 3 を実施しようとするときには加えて次の (3) も満たすこと。	満たすこと。
第 2 の 2	(3) 指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項により指定される湖沼をいう。）の流域内で行うもの。	(3)（削除）
第 2 の 2 (4)	奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に定める地	沖縄県内

	域をいう。)	
第2の3(3) イ、第2の4 (2)及び第4の 柱書き	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局 長
第2の4(1)ア	区分1から4又は区分6	区分1、2、4及び6
第3の1(1)	⑨ 技術指導費	⑨ (削除)
第4の柱書き	都道府県ごと	沖縄県
第5の柱書き	区分2、3及び5	区分2及び5

第3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「水質保全対策事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号16 水質保全対策事業に係る運用）第2の1の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号16 水質保全対策事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 2より移行された地区については、なお従前の例による。